



令和2年度 出雲ブランド商品募集

出雲から全国、さらには世界へ！
オンリーワン・ナンバーワンの商品を募集します

制度概要

商品の販路拡大及び「出雲」の認知度やイメージをさらに高めることを目的に、全国さらには世界で通用するに値する商品を「独自性・優位性」「発展性」「信頼性・安全性」の視点で審査し、「出雲ブランド商品」として市が認定する制度です。

募集期間

令和2年

11月2日(月)~12月25日(金)

詳しくは

募集要項などの詳細は、次ページをご覧ください。
また、専用ホームページでもご覧いただけます。
ホームページ <http://www.izumo-brand.jp/>

申請先・お問い合わせ先

〒693-8530 出雲市今市町70番地
出雲市役所 経済環境部 商工振興課
TEL(0853)21-6541 FAX(0853)21-6838



出雲ブランド商品ホームページ
QRコード

令和元年度 認定商品



(株)研電社

楕円板型固液分離装置
スリットセーバー



清和鉄工(株)

歯車製作用工作機械

令和2年度出雲ブランド商品 募集要項

出雲市経済環境部商工振興課

1. 「出雲ブランド商品」の認定について

出雲のブランド力を活用し、全国さらには世界に向けて販路の拡大を図り、出雲の認知度やイメージを高めることが期待できる商品を「出雲ブランド商品」として認定します。

2. 募集期間

令和2年11月2日（月）～12月25日（金）【17時必着】

※認定審査は令和3年1月下旬～2月上旬を予定しています。

3. 対象商品

全国さらには世界へ流通するに値するオンリーワンまたはナンバーワンの商品で、出雲市のPR及びイメージアップに資すると認められ、次のいずれかの要件を満たすものとします。（ただし、生鮮食料品は除きます。）

- (1) 市内に居住する個人事業者または市内に主たる事業所を保有する法人または団体（以下「市内事業者」という。）が、市内で生産、製造している商品
- (2) 市内事業者が販売する商品で、市内で生産される原材料を使用している商品
- (3) 市外に主たる事業所のある法人または団体（以下「市外事業者」という。）が生産、製造する商品で、出雲とゆかり、いわれ、縁あるいは歴史的つながりなどを有するもの、または、出雲のイメージ向上につながる物語性・話題性があるもの

※ 商品とは、1つの製品または主たる原材料が同一の製品群をいいます。

4. 応募方法

次の書類を、応募先まで郵送またはご持参ください。申請は年1回（募集期間のみ）とし、1回の申請につき1事業者1つの商品のみの申請とします。

- (1) 出雲ブランド商品認定申請書

※ 申請書は、市ホームページからダウンロードしてください。

- (2) 事業内容等が分かる書類

※ 法人または団体は定款、規約、会則等。

- (3) 直近2期分の決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書部分）

※ 個人の場合は税務署へ提出した直近2期分の決算書（収支内訳書）の写し

- (4) 市税等の滞納がない証明書（市内事業者）

- (5) 事業所案内パンフレット及び商品のパンフレット、商品の写真、仕様書 各1部

5. 審査方法

出雲ブランド商品認定審査会(以下「審査会」という。)において、下記の審査基準に照らし合わせ、書類及び申請者によるプレゼンテーションにより審査を行います。

6. 審査基準

(1) 独自性・優位性

次の項目のいずれかが特に優れていること。

①他者には真似できない独自の技術で製造されている。

(特許技術、特殊技術を使用しているなど。)

②全国規模の大会等で優秀な成績を収めたことがある。

③全国、世界でのシェアが高い。又は販売量が多い。

④世界初、日本初の製品である。

⑤出雲の風土や風習、歴史に根付いたストーリー性がある商品である。

(2) 発展性

次の項目がいずれも優れている。

①商品の事業展開に関する積極性が認められ、また、中長期的ビジョンが明確であり、かつ実現性が高い。

②今後、出雲ブランドの普及、認知度向上、他の事業者への波及効果が期待できる。

(3) 信頼性・安全性

次の項目がいずれも優れている。

①製造、販売が、品質を維持・向上できる体制のもとで法令を遵守して行われており、安全・安心な商品である。

②クレーム処理対応等の体制が整っている。

7. 認定

(1) 審査会での審査結果を踏まえ、市長が総合的に勘案して認定の可否を決定します。

(2) 認定の有効期間は、認定日から3年間です。

(3) 認定登録料は、無料です。

8. 認定事業者の責任

(1) 認定商品に係る事故、苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは、認定事業者がその責めを負うものとします。また、当該事故等の解決に向け、誠実な対応を行っていただきます。

(2) 認定事業者は、認定商品に出雲ブランド商品認定ロゴマークまたは「出雲」の名称を付すものとします。

- (3) 認定事業者は、認定商品の販売実績等を所定の報告書により毎年度市長に提出していただきます。

9. 認定の取消し

次の項目に該当する場合は、認定を取り消します。

- (1) 対象商品に適合しないと認められたとき
- (2) 虚偽の申請に基づき認定されたと認められたとき
- (3) 認定商品の製造または販売を1年以上中止し、または廃止をしたとき
- (4) 認定商品以外の商品にロゴマークを無断転用したとき
- (5) その他、市長が出雲ブランド商品として適当でないと認めたとき

10. お問い合わせ・応募先

〒693-8530 島根県出雲市今市町70

出雲市役所 経済環境部 商工振興課

TEL (0853) 21-6541 FAX (0853) 21-6838

ホームページ <http://www.izumo-brand.jp/>